

平成13年3月14日農林水産省告示第333号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

令和元年10月4日
農林水産省政策統括官

この度、「平成13年3月14日農林水産省告示第333号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部を改正する告示案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）等において規定されている国が定めた農産物流通等に関する規格の見直しに関して、平成31年1月から3月まで農産物規格・検査に関する懇談会を開催し、同年3月29日に農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理が行われたところです。

その中で、穀粒判別器については、「農産物検査に新型の穀粒判別器を活用していくことは、検査の合理化の観点から一定の意義はある。しかしながら、測定精度や効率的な検査方法等を検証した上で判断する必要があることから、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。」との整理がなされたところです。

これを踏まえ、専門家の参画の下、穀粒判別器の測定精度や効率的な検査方法等を検討するために、令和元年5月から8月まで穀粒判別器に関する検討チームを開催し、穀粒判別器を農産物検査で活用可能とすることについて取りまとめられたところです。

このため、農産物検査において、穀粒判別器を活用可能とするよう「平成13年3月14日農林水産省告示第333号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）」の一部を改正することについて、意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮しつつ、本告示案を決定することを目的に行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省政策統括官付穀物課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付穀物課農産物検査担当

(3) F A X の場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-6744-2523

農林水産省政策統括官付穀物課農産物検査担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和元年10月4日～令和元年11月5日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 意見公募要領
- ・ 告示案の概要
- ・ 新旧対照表（案）